

いつもお世話になっております。アルファ・コンサルティングの小島です。

働き方改革関連法の最新情報が出てきています。本号のおすすめリーフでは、36協定届の記載例をとり上げています。ぜひ、ホームページもご覧ください！



## 1. お仕事カレンダー：2018年10月のお仕事カレンダー

10月のお仕事カレンダーを公開しました。今月から地域別最低賃金の改定が行われています。昨年に続き、今年も大幅な引上げとなっています。↓お仕事カレンダーはこちらから

[http://www.alphaco.jp/monthly\\_work\\_5213.html](http://www.alphaco.jp/monthly_work_5213.html)



## 2. 労基署監督指導により支払われた割増賃金支払額は、過去10年で最高の446億円

先日、厚生労働省より労働基準監督署の監督指導による賃金不払残業の是正結果が公表されました。↓このニュースの続きはこちらから！

[http://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_5187.html](http://www.alphaco.jp/news_contents_5187.html)



## 3. 今年度も大幅な引上げとなった地域別最低賃金

最低賃金制度は、最低賃金法に基づいて国が賃金の最低限度を定め、企業はその額以上の賃金を従業員へ支払わなければならないとする制度です。↓このニュースの続きはこちらから！

[http://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_5196.html](http://www.alphaco.jp/news_contents_5196.html)



## 4. おすすめリーフ：36協定届の記載例(2019年4月以降適用)

今回のおすすめリーフレットは、改正法施行後の新しい「36協定届の記載例」です。

<http://www.alphaco.jp/leaflet.html>

—.....編 | 集 | 後 | 記 | —.....

協会けんぽでは10月より被扶養者の認定手続きが厳格化されました。健保組合に加入の場合は従来と変わりませんが、協会けんぽ加入の事業所では、今後扶養届を提出するときに、確認資料が増加します。詳しくは、御社担当までお尋ねください。

発行元：社会保険労務士法人アルファ・コンサルティング

〒101-0065 東京都千代田区西神田 1-3-6 UETAKE ビル 5階 TEL:03-6811-0571

発行人：小島史明 [kojima@alphabenefit.com](mailto:kojima@alphabenefit.com) ホームページ：<https://www.alphaco.jp/>

※リンク先は、すべて当事務所のホームページとなっております。※メール配信も致します。